

作業委託業者による作業について

グループメンバーは、グループ森林内での作業を外部の業者に委託する場合、下記の点に十分留意する。

- ◆ F S Cの原則および規準、おわせ森林管理協議部会規定、おわせ森林管理協議部会計画、おわせ森林管理協議部会管理環境方針、その他グループメンバーが遵守すべき事項を委託業者に対しても周知のうえ従業員と同様に管理を徹底する。
- ◆ 新規入場時には「F S C認証に関するトレーニングについて」の定めによりトレーニングを実施する。
- ◆ 作業の委託契約をする際、下記の内容を契約書に記載または添付すること。
 1. F S Cの原則および規準、おわせ森林管理協議部会規定、おわせ森林管理協議部会計画、おわせ森林管理協議部会環境方針、その他グループが定める事項を遵守する旨。
 2. F S C認証木材とそれ以外の木材とを完全に分別して扱う旨。
 3. 作業内容（植林、下刈り、枝打ち、伐採、搬出、造材、運搬、作業道開設、その他）。
 4. 作業場所（山林名や図面など場所を特定できる情報）。
 5. 作業数量（面積、本数、材積、延長、その他）。
 6. グループマネージャーおよびグループメンバーが必要と認めた事項。
- ◆ 作業委託業者による作業を行った場合、「グループ森林施業実績報告書」の備考欄にその旨を記載しグループマネージャーに報告する。
- ◆ 作業委託業者の行為に対するグループ森林管理上の責任は、契約者であるグループメンバーが負う。